

## 憲法問題学習会

### 草の根運動で、国民の過半数が憲法・9条改悪反対の声を！

1月23日、「建設人・九条の会」と「九条の会・建築とまちづくりネットワーク」による共催で「憲法問題学習会」を開きました。参加者は70人にものぼりました。「自民党憲法草案を斬る」と題して、元参議院議員の上田耕一郎さんが講演を行いました。学習会に先立ち、九条の会・まちづくりネットワークの事務局の栗林豊さんは「『新憲法』と名乗るほど、現憲法を大事にしない自民党の姿が見えてくる」と改憲の動きに注視しようと訴えました。以下に、上田耕一郎さんの講演の要旨を掲載します。

### 米国の意向に従う改憲

上田さんは、日本国憲法と対比して自民党憲法草案の問題点を指摘しました。はじめに、国民から、憲法改正を持ち出したことはない。さらに、自民党などの改憲の動きに米国の押し付けがあることを示しました。

日本国憲法施行の一年後の一九四八年、中国革命の影響から米国は、憲法改定を日本政府に要求しています。そして、60年の日米安保改定により極東の米軍支配をいっそう強め、ソ連崩壊後の今日、世界的規模での米軍支配を強めています。

先のアーミテージ（元米国国務副長官）レポートでは「集団的自衛権を禁じていることが両国の同盟協力を制約している」（00年10月）と述べ、9条を改悪し、同盟国の米国と共同で紛争地への自衛隊派兵の合法化を迫ってきています。構造改革を叫んでいる小泉政権は、こうした米国に言いなりです。

### 憲法草案の三大悪

自民党など与党は、昨年の衆院選、小泉劇場なる選挙手法で、三分の二の議席を勝ち取ったことから、一気呵成に改憲へ突き進む動きを強めています。草案はこうした流れのなかで検討されています。

自民党憲法草案の三大悪は、憲法9条2項の削除と「自衛軍」規定、12条、国民の「権利」を「責務」に変える、「公共の福祉」の公共を「公益及び公の秩序」に変える、96条の改定で憲法改正手続きのハードルを下げる、の三つがあると指摘。

この他、20条・信教の自由を修正し、首脳の靖国神社参拝を合法にさせる、64条・政党条項を新設し、政党活動の規制を図る狙い、地方自治については、91～94条に新設の項を入れて、国の決定権は保持するも

のの、国の行政から生活関連部分は切り捨て、その財政負担を含め、地方自体に押し付けるなど、自民党憲法草案は9条の他にも、国民生活に大きく影響する改悪を提起しています。

## **憲法運動の展望 - 共産・社民は共闘の方向**

改憲の動きと同時進行に米軍再編案が出されています。これについて各自治体から一斉に基地移転・増強反対の動きが強まっています。世論調査では憲法改正支持は過半数ですが、9条の「改正」反対は6割強賛成は3割となっています。改憲発議は自民・民主の共同発議や、国民投票に耐えうるかなど、改憲勢力の超すべきハードルが険しいのも現実です。

中央では、憲法改悪反対の一点で共闘を日本共産党が社民党へ申し入れています。9条の会は全国で4千を超えています。平和・憲法の一点で、意識的に進めるならば労働組合をはじめ民主団体との共同の運動条件は広がるものとなるでしょう。

(建設人・九条の会事務局)